取組実績の概要 [2ページ以内]

ASEANの主要大学4校(シンガポール国立大学、マラヤ大学、チュラロンコン大学及びアテネオ・デ・マニラ大学)で構成されたコンソーシアムの枠内で、①ショートターム交流、②セメスター交流、③ダブルディグリープログラム及びインターンシッププログラムに繰り返し参加させることで、スパイラル式に学生の意欲や能力のレベルアップを図るとともに、強固なコンソーシアムを利用したマルチラテラルな教育体制で、最大の教育効果をねらった。リーガルマインドを涵養することで、普遍的な原則を尊重すると同時に、加盟国の固有性・地域の多様性を理解し、地域を協調的発展に導く日本とASEANの懸け橋となる人材を育成することを目指し、下記の取組を行った。

- 1. システムの構築
- 1-1 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組
- (1) 海外提携校との連携

採択後のキックオフセミナー及び毎年1回定期的に提携校の関係者と行うコーディネーションミーティングにおいて連携強化を図り、質保証を伴う枠組を共有した。なお、平成26年5月の受入プログラム実施時に、法学、日本学及び海外機関との学生交流、文化財の各分野から有識者を招へいし第一回外部評価委員会を開催、プログラム全般について、事業コンセプト、参加学生の満足度及びアウトカム、サポート体制について非常に高い評価を得た。また、事業終了時の平成29年2月に第二回外部評価委員会を開催し、五ヵ年度に及ぶ本取組の最終評価として、構想時の目的を達成しており、特にコンソーシアムの運営や多様性があり学際的な内容のプログラムの企画、高校生・大学生・卒業生といった異なる段階の学生を取り込んだ将来志向の取組であるとの高い評価を得た。

(2) 環境整備

本事業に専念する支援室を設置し、マルチリンガルの外国人助教を1名、テクニカルスタッフ及び事務補佐員を4名配置した。奨学金支給のための手続きや航空券等の手配等の事務面や、学生による各企画の進捗状況の把握や学生からの相談受付、ショートターム交流プログラム(SENDプログラム)での学生引率、提携校との連絡調整等、ワンストップサービスとして支援室が渡航前から渡航後にかけたきめ細やかな派遣・受入学生のケアを行い、万全の危機安全管理体制構築を図った。

- 2. 交流プログラム概要
- 2-1 ショートターム交流 (SENDプログラム)

全学部の主に学部生を対象とし、「コンフリクト・マネージメント」、「文化遺産と文化的アイデンティ ティ」、「クールジャパン・ポリシー」、「世界遺産」をテーマに、①派遣前の正規授業履修とトレーニン グプログラム(英語プレゼンテーション講座、現地語・日本語教育支援講座、国内外からの招へい講師に よる講義等)を経て、②提携校法学部および日本学専攻の学生との共同ワークショップ、③現地高校等に おいて日本文化紹介及び日本語教育支援を実施し、スパイラル型のSENDプログラムを実践した。①におい ては、特に、学生派遣・受入前に学生によるプレゼンテーションやワークショップ企画の事前指導を入念 に行い、発表内容の質向上や英語による質疑応答のレベルアップを図った。また、各年度において各テー マの専門家を国内外から招へいし、学生に最新の研究や多角的な視点に触れる機会を提供した。②におい ては、派遣・受入の両方で、文化遺産を多角的に捉え様々な課題を具体的に理解するため、提携校学生と 本学学生共同のヘリテージ研修を企画し、法的思考を育み学び合う豊かな交流を図った。なお、この一部 は学生の主体的な企画によるものであった。この結果、下記表の派遣及び受入れを実現した。さらに平成 26年3月には、各提携校からの要望により提携校4校4カ国の学生と本学学生との合同研修を沖縄県で 実施し、従来のバイラテラルな交流から新たにマルチラテラルな交流を実現した。③においては、提携大 学への派遣プログラムに合わせてシンガポール、マレーシア、タイ及びフィリピンの4カ国の現地高校を 訪問し、各高校生徒の日本語レベルに合わせた日本文化紹介ワークショップを平易な日本語及び英語を用 いて実施した。テーマや企画内容は参加学生自身に決定させた上で指導を行うことで、学生の主体性を育 むとともに、高校生徒の日本語レベルを考慮しつつ毎年異なるテーマの企画を実施することで、現地高校 の教員や生徒から好評を得、将来の日本への留学の動機付けや日本とASEANの架け橋となる人材育成に貢 献することができた。

2-2 セメスター交流・インターンシッププログラム (SENDプログラム)

平成25年度より毎年度、のべ4名の学生をシンガポール国立大学にセメスター派遣し、同様にのべ2名

のシンガポール国立大学学生をセメスター交流として受入れた。また、パートナー大学との共同開発インターンシッププログラムとして、ハーグ国際私法会議香港支部へ毎年度1名ずつ、のべ4名を長期派遣した。

セメスター交流プログラムでは、本学学生は交換留学生として正規コースの受講し、帰国後はシンガポー ル国立大学で履修した科目を卒業単位として互換した。同様に、シンガポール国立大学学生受入れの際は、 学生に本学の大学院法学府の国際コース (LL. M. コース) の授業を受講させ、当該学生の帰国後に単位認 定又は単位互換を行えるよう成績証明書等を発行することで帰国後に所属大学にて単位認定された。ま た、インターンシッププログラムとして、平成25年度はマラヤ大学と、平成26年度はシンガポール国 立大学と、平成27年度はチュラロンコン大学と、平成28年度はアテネオ・デ・マニラ大学とそれぞれ 共同でインターンシッププログラムを実施し、本学からは各年度に1名ずつ学生をインターンシップ先の ハーグ国際私法会議香港支部へ派遣した。インターンシッププログラムにおいて、参加学生は国際条約の 国ごとの執行という、法の普遍性と多様性を法実務において直に体験し、かつ学べる機会を提供するもの で、本取組にとってきわめて重要な意味をもつ事業である。具体的には、インターンシッププログラムに 参加した学生は、各国からのインターシップ生とともに、アジア太平洋地域の国際私法に関する判例の共 有を図るため、日本の国際私法に関する判例の要約及び英訳作業や、民事または商事の事案における裁判 上又は裁判外の文書の送達または告知に関する条約(送達条約)の手引書の翻訳、日本の法制度の紹介を 行うとともに国際会議の準備や香港オフィスとハーグの事務局間で定期的に開催されるテレビ会議に同 席した。インターンシップ終了後は、提携大学にてインターンシップ体験報告を実施し、指導教員や提携 大学の学生に向けインターンシップ先での経験についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーショ ン準備及び指導教員・提携校学生との議論を通して、子の奪取に関する条約とそれをめぐる問題点等、イ ンターン時に担当した課題について理解を深めた。

2-3 ダブルディグリープログラム

ダブルディグリープログラム実施にあたり、アテネオ・デ・マニラ大学とは平成26年度に、マラヤ大学とは平成28年度にそれぞれ協定締結を完了し、平成27年度及び平成28年度に各1名ずつアテネオ・デ・マニラ大学から学生を受入れた。受入れについては、計画時のとおり本学では法学府LL. Mコースで受入れた。本学のLL. Mコースで各国からの留学生とともに修学し、時には学部生のショートターム交流時に学部生への助言を行う等の経験を与え、より充実したプログラムとなるよう提携校と連絡・協議を密にし実施した。

2-4 クロージングイベントでの最終成果発表

本取組の最終成果発表の場として、平成29年2月に本学にてクロージングイベントを開催した。イベントには、本学及び4カ国の提携校教員・学生のみならず、SENDプログラムで本学学生の派遣先となった4カ国の高校の教員・生徒、本学及び4カ国のプログラムの参加経験者が参加し、本取組の総まとめを行った。中でも、本学学生及び提携校学生による模擬世界遺産委員会では、綿密な事前準備を行った学生による本物さながらのハイレベルな議論が展開され、ユネスコ職員を含む評価委員からも高評価を得るなど、本取組による学生の成長を広く学内外に発信することができた。

【本事業における交流学生数の計画と実績】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		合 計	
	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入	派遣	受入
計画※	5人	0人	14人	20人	26人	28人	40人	32人	40人	36人	125人	116人
実績	22人	0人	42人	35人	56人	31人	51人	22人	60人	30人	231人	118人

※海外相手大学を追加している場合は、追加による交流学生数の増加分を含んでいる。

特筆すべき成果(グッドプラクティス) [1ページ以内]

1. 学生派遣前の綿密な指導

た。

派遣学生には、指定する法学部開講科目の受講を義務付けたが、このほか、本プログラムに参加する 学生で「世界展開ゼミナール」を組織し、プログラムのテーマへの理解を深めさせるため、基礎的な 法学の文献や関係資料の読解、議論を通して相互学修する機会を提供した。具体的には、本プログラ ム事業責任者の担当ゼミナール(国際私法ゼミナール)と有機的に結びつけながら週に一度開催し、 当該ゼミの上級生がプログラム参加者である下級生に助言する「Learning in Teaching」の手法も用 いつつ、本プログラム事業責任者を始めとする担当教員が指導を行った。また、英語運用能力の向上 については、授業科目として英語力を涵養する科目を提供する他、プレゼンテーション及びディスカ ッションの機会を多数設けた。また、学生の英語学習モチベーションを高めるとともに、真の英語に よるコミュニケーション能力向上を目指し、独自の準備講座(英語プレゼンテーション講座、ワール ドカフェ)も開設した。特に、本プログラム参加学生がパートナー校や日本語教育実施中等教育機関 において実施する英語によるプレゼンテーションや他の学生とのディスカッション等を、渡航前に本 学の教員や留学生の前で本番形式にて実施させることにより発表内容のブラッシュアップ及び英語 による質疑応答のレベルアップを図った。また、プログラム前後における英語能力の目標達成度を測 るためTOEFL受験の補助をおこなった。さらに、英語以外の言語においても、派遣前にタイ語講座を 開講することにより、現地の学生等と簡単なコミュニケーションを取れるようにした。このことは現 地学生との親交を速やかに深めるきっかけとなった。

- 2. ショートターム交流プログラムにおける提携校との協力、危機管理等質向上に向けた取組ショートターム交流プログラムにおいては、より充実したプログラム内容にすべく、また、充実した内容を円滑かつ安全に実施するに当たり、出発から帰国まで必ず複数の教職員による引率を行った。プログラム実施前には引率者及び参加学生が全員出席するオリエンテーションを実施し、参加者全員でスケジュールや緊急時の連絡体制等の確認を行った。緊急時の連絡体制については、現地のみならず、本学の部局長や事務職員への連絡体制も整備し、プログラム毎に連絡網を更新し、関係者へその都度説明・配布を行った。現地では、プログラム参加経験者であるOB・OGを中心に現地コーディネーターを依頼し、文献や報道等では得られない詳細な治安情報の入手や、プログラムの課題地域の案内や現地通訳等を得ることができた。また、学生派遣時の現地での宿泊先については、提携校からより安価で安全の確保された宿泊施設や移動用バスの提供を受けることができ、本学との強固な信頼関係に裏打ちされた提携校からの多大なる協力を得て無事円滑に実施することができた。
- 3. プログラム経験学生によるプログラム体験発表会 プログラム参加経験学生によるプログラム体験発表会を法学部新2年生向け説明会の場で開催した。 セメスター交流経験者による、ショートターム交流プログラムでの経験や、セメスター交流での留学 生活等を同じ学生の立場から下級生に伝えることで、プログラムの良さや留学の利点がより実感を伴 う形で学生に伝わり、次年度以降の参加希望者に向けて本プログラムを紹介することができた。
- 4. プログラム参加経験者ネットワークの形成本プログラム専用ウェブサイトの開設やパンフレットの配布等を行ったが、中でも本プログラム専用のFacebookページの開設により、4カ国の学生、教職員、プログラム参加経験者であるOB・OGがより気軽にプログラムの実施状況を確認したりお互いの近況を連絡し合ったりする場が創出された。これにより、プログラムOB・OGのその後の活躍を追うことができ、さらなるプログラムの充実・改善につながった。また、本取組の総まとめとして平成29年2月に実施したクロージングイベントでは、本学及び4カ国の各大学の、すでに大学を卒業し各方面で活躍するOB・OGが一堂に会し、本プログラムによる有機的なネットワークの形成を確認することができ